

●第155回奈良市国民健康保険運営協議会の質問に対する回答

ご意見・ご質問内容	回答
<p>取り崩せる国民健康保険財政調整基金が減少しているが、単年度収支の健全化への具体的な施策は何か。</p>	<p>今後社会情勢により国保会計の運営が特に厳しくなることも予想されます。引き続き保険料収入の確保、国や県からの交付金等の積極的な活用など収入増加に努め、また、事務費、人件費等の厳格な執行、適正受診や予防医療の促進など鋭意努めてまいります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染者に対する傷病手当金について、法的根拠や対象、条件等を教えてほしい。</p>	<p>国保制度は様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金の支給については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例（規約）を制定して行うことができるとされています（国民健康保険法第58条第2項）。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内での更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染や感染疑いがある場合に休みやすい環境を整備することが重要であり、令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」において被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれ、同日付で厚生労働省より傷病手当金の支給を検討するよう事務連絡がありました。</p> <p>それを受け、奈良市では奈良市国民健康保険条例及び奈良市国民健康保険規則を改正し傷病手当金の支給をできるようにしました。</p> <p>支給対象者は下記1～3をすべて満たす方となり、協会けんぽ等の社会保険の適用がない事業所に勤務する国保加入者が対象であり、事業主や個人事業主は支給・適用はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お勤め先から給与の支払いを受けている奈良市国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる方 2. 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える方 3. 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方 <p>※支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給します。</p>

<p>新型コロナウイルス感染者に対する傷病手当金について、ホームページ以外どのように広報をしているか</p>	<p>ホームページ以外には、令和2年6月号の奈良しみんだよりに掲載しているところですが、今後は保健所等とも連携して更なる周知に努めてまいります。</p>
<p>今後、新型コロナウイルスの感染者以外にも傷病手当金の対象の拡大を検討しているか。</p>	<p>現時点では、新型コロナウイルス感染者以外に対象を拡大する予定はございません。</p>
<p>特定健康診査の実施機関でないところでは、パスポートを使用できず、別の実施機関へわざわざ行かないといけない。全ての医療機関で実施できるようにならないのか。</p>	<p>現在、奈良市医師会において、実施にご協力いただける医療機関を調整していただいております。</p>
<p>重複投薬・多剤投薬・併用禁忌投薬対策事業は健康予防の観点からも重要であり、組織の枠を超えて市民への啓発が必要であると考えている。今後他の医療関連団体や薬剤師会とも講演会や市民講座などを実施できないか。ジェネリック医薬品の活用についても同様。</p>	<p>これらの事業については、国や県からも力を入れるよう依頼をいただいております。コロナ禍の折、皆が集合する講演会等の実施は難しい状況ですが、関係機関とも連携し、啓発活動を薬剤師会様等と協働で行わせていただきたいと考えております。</p>
<p>特定健康診査の自己負担額が無料であることが、受診率には直接影響していないように見受けられる。とすれば、受診率トップ3の市の取り組みには、何か特徴があるか。</p>	<p>上位3市と奈良市の実施内容を比較しますと、上位3市の方が実施期間が長いことがあげられます。実施期間の長さだけが受診率に影響しているとはいいたいがたいですが、本市では少しでも多く受診できる機会を提供できるよう、今年度から実施期間をこれまでよりも1か月増やし7月から2月末までの8か月間とさせていただいたところであります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症により、PCR検査、ウイルス薬、抗体検査、予防接種、入院者数、失業者数、保険料収入ダウン等将来の収支に及ぼす影響をどう考えるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えによる保険給付費の支出減、健診等の受診者の減少、失業等による保険料の減免などに影響が表れています。減免分については、国の補助があることから、あまり悪影響を受けないものと考えております。 なお、全体的にどの程度影響を及ぼすのか、現時点では判断できません。</p>